

土浦市企業立地促進奨励金



土浦市商工観光課

2022年 4月

奨励金の交付額及び期間

以下の要件を満たした法人に対し、固定資産税・都市計画税の相当額を連続する3年間交付いたします。

対象エリア①

市内の4つの工業団地（東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、土浦おおつ野ヒルズ及び神立工業団地）において、事務所等を新・増設する企業
※土浦おおつ野ヒルズ以外の工業団地は完売しております。

エリア① 要件

工業専用地域、準工業地域に建築できるものの中で、要項に該当となる事務所等の新・増設

対象エリア②

左の工業団地以外の地域において、事務所等を新・増設する、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業（植物工場に限る）、小売業（大規模小売店舗に限る）の企業

エリア② 要件

固定資産（家屋・土地・償却資産）に1億円以上を投下

エリア①② 共通要件

市内に住所を有する者（市外からの転入者を含む）で新たに5名以上の雇用（短期労働者等を除く）

要件の詳細については、市ホームページより土浦市企業立地促進奨励金交付要項をご確認ください。

茨城県の優遇制度

○本社機能移転に係る優遇制度

- ・新たな成長分野（AI・IoT・ロボット・次世代自動車等）の本社機能等の移転に対し、最大50億円
- ・IT関連企業等が県内へ移転した場合のオフィス賃料補助（上限240万円×3年間）
- ・不動産取得税、法人事業税・個人事業税の特別措置

詳しくは茨城県ホームページ等でご確認ください。



土浦市の概要

土浦市は、日本で2番目の広さを誇る「霞ヶ浦」の西岸から、関東の名峰「筑波山」の南麓にかけて広がる平坦地に位置しております。

首都東京からは約60km圏内、常磐自動車道を利用して約60分、JR常磐線を利用して土浦駅まで約50分、成田空港からは圏央道の開通により約60分、茨城空港からは約40分の距離にあります。

優れた交通アクセスと豊かな自然に恵まれた緑あふれるまちです。また、筑波研究学園都市にも隣接し、産業拠点として絶好の立地に位置します。



亀城公園の桜

お問い合わせ先

茨城県土浦市産業経済部商工観光課

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号

TEL:029-826-1111

FAX:029-823-9220

E-mail shoukou@city.tsuchiura.lg.jp

Web サイトもご覧ください: <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html>